

議案第117号

上越市総合体育館条例の一部改正について

上越市総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

上越市長 中川 幹 太

上越市総合体育館条例の一部を改正する条例

上越市総合体育館条例（昭和54年上越市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表競技場の部中「1,530円」を「2,480円」に改め、同部一般の項中「310円」を「500円」に、「1,240円」を「2,000円」に改め、同部中学生以下の項中「160円」を「250円」に、「640円」を「1,000円」に改め、同表卓球場の部中「460円」を「560円」に改め、同部一般の項中「230円」を「280円」に、「920円」を「1,120円」に改め、同部中学生以下の項中「120円」を「140円」に、「480円」を「560円」に改め、同表柔剣道場の部中「460円」を「560円」に改め、同部一般の項中「230円」を「280円」に、「920円」を「1,120円」に改め、同部中学生以下の項中「120円」を「140円」に、「480円」を「560円」に改め、同表ミーティングルームの部中「410円」を「500円」に改め、同表本部室の部中「110円」を「140円」に改める。

別表(2)の表備考以外の部分を次のように改める。

設備名		単位	上限額
競技場	放送設備	1時間につき	110円
	温水シャワー	1人1回につき	110円

別表(2)の表備考1から備考3までの規定中「照明設備、電光得点表示板又は」を削り、同表備考4及び備考5を削り、同表備考6中「、備考2及び備考5の規定のうち複数のものに」を「及び備考2のいずれにも」に改め、同表中備考6を備考4とし、備考7を備考5とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。